

別表第2（第5条関係）

区分		許可条件	必要書類	期間 (最長)	
住所異動に伴うもの	①	引越し予定先の学区の学校への通学を希望する場合	許可開始希望日から1年以内の引越し見込が確認できること	建築請負契約書・賃貸借契約書等（引渡・入居予定日が確認できるもの）	転居予定日まで
	②	転居後も引き続き従前の学校に通学を希望する場合	通学の方法について、在籍中の学校と合意済であること		卒業まで
	③	指定学校変更許可を受けた小学校からの進学先中学校に通学を希望する場合			卒業まで
家庭環境によるもの	④	共働き等により、預託する祖父母宅等の学区の学校に通学を希望する場合	小学校のみ	保護者の勤務証明書、保護監督する者の預かり証明書	卒業まで
教育的配慮によるもの	⑤	兄弟が就学している学校へ就学を希望する場合	入学時点で、兄弟が在籍していること		卒業まで
	⑥	疾病や障害で指定学校への通学が困難な場合、又は通院治療を要するため指定学校からの通院が困難な場合		医師の診断書	卒業まで
	⑦	過去に長期欠席があるなど、性格・精神の状態から転校に支障があると認められる場合		相談機関の意見書、校長の事実確認書、保護者の理由書	必要な期間
	⑧	他の児童生徒等との関係で深刻な悩みを持ち、就学校における十分な指導にもかかわらず転校を希望する場合（いじめ、不登校についても該当）		相談機関の意見書、校長の事実確認書、保護者の理由書	必要な期間
	⑨	指定学区の中学校に希望する部活動がない場合	競技実績がある者に限る	誓約書・同意書、競技活動報告書	卒業まで
	⑩	日本語指導の支援が必要で、日本語教室のある学校へ通学を希望する場合			必要な期間
	⑪	その他、教育委員会が特に必要と認める場合		状況に応じて、教育委員会が決定する	必要な期間